



2024年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社グローセル
代表者名 取締役社長 上野 武史
(コード：9995 東証プライム)
問合せ先 常務取締役 板橋 宏
電話番号 03-6275-0600 (代表)

株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2024年4月11日付の当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年4月11日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合に関する議案並びに単元株式数の定めの変更の廃止及び定款の一部変更に関する議案について本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2024年5月10日から2024年5月29日まで整理銘柄に指定された後、同年5月30日をもって上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2024年4月11日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類
普通株式

② 併合比率
当社株式4,917,100株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数
29,502,796株

(注)当社は、2024年4月11日付の取締役会決議において、2024年5月31日付で自己株式23,998株(2024年3月18日現在の当社の自己株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

④ 効力発生前における発行済株式総数
29,502,802株

(注)当社は、2024年4月11日付の取締役会決議において、2024年5月31日付で自己株式23,998株(2024年3月18日現在の当社の自己株式の全部)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当社が2024年5月31日付で消却を行う予定の自己株式(23,998株)を控除した株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

6株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

24株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社マクニカ（以下「マクニカ」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。

当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主をマクニカのみとすることを目的とする本取引の一環として行われるものであること、当社株式が2024年5月30日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てマクニカに売却することを予定しております。

この場合の売却額は、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2024年6月2日時点の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、マクニカが2024年1月30日から2024年2月28日までを買付け等の期間として行った当社株式に対する公開買付けにおける当社1株あたりの買付け等の価格と同額である750円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2024年4月11日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年6月3日に効力が発生する予定です。

① 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数を24株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

② 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第7条（単元株式数）、現行定款第8条（単元未満株主の売渡請求）及び現行定款第9条（単元未満株主の権利制限）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

③ 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はマクニカのみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第12条（基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

④ 本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はマクニカのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に関する規定は

その必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第15条（電子提供措置等）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2024年5月10日（金曜日）
整理銘柄指定日	2024年5月10日（金曜日）
当社株式の最終売買日	2024年5月29日（水曜日）（予定）
当社株式の上場廃止日	2024年5月30日（木曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2024年6月3日（月曜日）（予定）

以上